

入札参加要領		
入札参加資格	<p>①公告日から落札決定までの期間に、世田谷区の契約に係る入札参加停止処分を受けていない者であること。</p> <p>②世田谷区契約における暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。</p>	
参加申込	様式	様式「入札参加表明書」
	申込方法	申込先にメールにて入札参加の意思表示をしてください。
	申込期日	令和6年2月5日（月）午後5時00分まで
入札	様式	様式「入札書」、「入札内訳書」 ※入札内訳書の書式は任意
	入札日時	令和6年2月8日（木）午後3時30分
	入札方法	<p>①封筒に入れ封印を押してください。</p> <p>②入札価格は総額を消費税（消費税及び地方消費税）込みで記載してください。</p> <p>③入札金額内訳が分かる入札内訳書（任意書式）を入札書に添付してください。</p>
	入札 投函場所	<p>社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団 本部ビル</p> <p>〒154-0017 東京都世田谷区世田谷 1-23-2 3階A会議室</p>
	その他	<p>①1回目の入札で、予定価格以下の入札価格がない時は、最低価格の入札書を投函した応募者と交渉させていただきます。その結果不調になった場合、再入札とします。</p> <p>②予定価格と同額または下回る最低価格の入札書が複数の場合は、くじ引きを行います。</p>
質疑応答	質問方法	下記「問い合わせ先」にお問い合わせください。
	質問期日	令和6年2月5日（月）午後5時00分まで
入札に関する問い合わせ先	<p>社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団 経営企画課経営企画係 根岸</p> <p>電話：03-5450-8595（平日9:00～17:00）E-mail：h_negishi@setagayaj.or.jp</p>	
仕様に関する問い合わせ先	<p>①特別養護老人ホーム芦花ホーム 管理係 鈴木</p> <p>電話：03-5317-1094（平日9:00～17:00）E-mail：s_suzuki@setagayaj.or.jp</p> <p>②特別養護老人ホーム上北沢ホーム 管理係 本間</p> <p>電話：03-3306-5155（平日9:00～17:00）E-mail：t_homma@setagayaj.or.jp</p>	

年 月 日

社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団
理事長 様

入札参加表明書

入札参加要領に記載の入札参加資格を満たしているため、下記入札に参加します。

入札件名	
入札日時	
会社名	印
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

入札書

1. 件名 令和6年度消防設備保守点検契約

2. 金額（消費税込み）

億	千	百	十	万	千	百	十	円

入札参加要領に記載の参加資格を満たしているため、
上記の金額をもって請負いたします。

年 月 日

社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団 理事長 様

(入札者) 所在地

(住所)

社名

代表者

氏名

印

仕 様 書

- 1 件 名 令和6年度消防設備保守点検契約
- 2 履行場所 社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団が運営する特別養護老人ホーム
 - (1) 特別養護老人ホーム芦花ホーム
所在地：東京都世田谷区粕谷2-23-1
 - (2) 特別養護老人ホーム上北沢ホーム
所在地：東京都世田谷区上北沢1-28-17
- 3 契約期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 4 履行場所 上記2履行場所館内
- 5 対象機種 別紙「点検項目及び点検業務内容詳細」のとおり
- 6 目的 設備の安全・衛生面、及び効率的な運用並びに必要な定期保守管理業務を行うことにより、各設備等の機能を最良の状態に保ち、設備機器の耐久性向上を図ることを目的とする。
- 7 履行内容 消防用設備等の機能保全のため、消防法第17条3の3による点検業務を実施する。
 - ① 年2回の定期点検
 - ・ 外観・機能点検 1回/6ヵ月
 - ・ 総合点検 1回/年
 - ② 記録及び報告
 - ・ 総合点検結果報告書を作成し、各履行場所へそれぞれ提出すること。
 - ・ 点検結果に基づき改修・是正等の提言及びその見積書作成。
- 8 支払い 施設担当者の検査に合格後、請求書に基づき振込にて支払う。振込手数料は受託者負担とする。
- 9 その他
 - (1) 職務上知り得る個人情報や再委託、事故対応、反社会的勢力排除については、別紙「請負契約に関する特記事項」に準ずること。
 - (2) 上記仕様に無い事案については、担当者同士で協議すること。

点検項目及び点検業務内容詳細

1、【点検項目】

(1) 芦花ホーム

項目	区分	項目	区分
消火器	○	避難器具	○
スプリンクラー設備	○	誘導灯及び誘導標識	○
泡消火設備	○	消防用水	○
粉末消火設備	○	排煙設備	○
自動火災報知設備	○	非常電源(自家発電設備)	○
ガス漏れ火災警報設備	○	非常電源(蓄電池設備)	○
消防機関へ通報する火災報知設備	○	防火設備	○
非常警報器具及び設備	○	簡易自動消火設備	○

(2) 上北沢ホーム

項目	区分	項目	区分
消火器	○	避難器具	○
スプリンクラー設備	○	誘導灯及び誘導標識	○
泡消火設備	○	消防用水	○
粉末消火設備	○	排煙設備	○
自動火災報知設備	○	非常電源(自家発電設備)	○
ガス漏れ火災警報設備	○	非常電源(蓄電池設備)	○
消防機関へ通報する火災報知設備	○	防火設備	○
非常警報器具及び設備	○	簡易自動消火設備	

2、【点検業務内容詳細】

(1) 消火器具

項目	数量			備考
	芦花	上北沢		
粉末消火器 10 型蓄圧式	41	36	本	
強化液 2 型蓄圧式	17	20	本	
粉末消火器 50 型車載式	1	1	本	

(2) スプリンクラー設備

項 目	数 量			備 考
	芦花	上北沢		
水源	1	1	式	
加圧送水装置(ポンプ及び電動機)	1	1	式	
呼水装置	1	1	台	
散水栓(屋内型 表示灯含)	36	24	基	
アラーム弁(末端試験弁含)	1	1	式	
スプリンクラーヘッド	1	1	式	
放水試験	1	1	式	
配線点検(絶縁測定・二次側)	1	1	式	総合点検時のみ 点検実施

(3) 泡消火設備

項 目	数 量			備 考
	芦花	上北沢		
水源	1	1	式	
加圧送水装置(ポンプ及び電動機)	1	1	式	
呼水装置	1	1	台	
泡放射操作部	11	9	基	
アラーム弁	1	1	式	
泡放射ヘッド	1	1	式	
放水試験	1	1	式	
配線点検(絶縁測定・二次側)	1	1	式	総合点検時のみ 点検実施

(4) 粉末消火設備

項 目	数 量			備 考
	芦花	上北沢		
格納BOX(表示灯含)	1	1	台	
消火剤貯蔵容器	1	1	本	
加圧ガス容器	1	1	本	総合時密栓試験 含
クリーニングガス容器	1	1	本	
放射用ホース(ノズル、開閉弁含)	1	1	式	

(5) 自動火災報知設備

項 目	数 量			備 考
	芦花	上北沢		
受信機 GR 型	1	1	台	
光電アナログ式スポット型感知器	0	170	個	
光電式スポット型感知器	296	23	個	
熱アナログ式スポット型感知器	0	22	個	
差動式スポット型感知器	119	129	個	
定温式スポット型感知器	124	36	個	
発信機	21	17	個	
表示灯	21	17	個	
音響装置			個	※非常放送による
配線点検(絶縁測定・二次側)	1	1	式	※機器の特性上 絶縁測定は実施不可

(6) ガス漏れ火災警報設備

項 目	数 量			備 考
	芦花	上北沢		
受信機 GR 型(火災受信機兼用)	1	1	面	
ガス漏れ検知器	9	12	個	
配線点検(絶縁測定・二次側)	1	1	式	※機器の特性上 絶縁測定は実施不可

(7) 消防機関へ通報する火災報知設備

項 目	数 量			備 考
	芦花	上北沢		
通報装置本体	1	1	台	※電話回線は NTTによる
遠隔起動装置	8	4	台	

(8) 非常放送設備

項 目	数 量			備 考
	芦花	上北沢		
放送ユニット 自立型	1	1	基	
非常放送用スピーカー	1	1	式	
配線点検(絶縁測定・二次側)	1	1	式	総合点検時のみ 点検実施

(9) 避難器具

項 目	数 量			備 考
	芦花	上北沢		
避難ハッチ	9	9	基	
避難用すべり台	2	2	基	

(10) 誘導灯

項 目	数 量			備 考
	芦花	上北沢		
避難口誘導灯 B 級	17	42	個	
室内通路誘導灯 B 級	0	5	個	
避難口誘導灯 C 級	29	9	個	
室内通路誘導灯 C 級	3	19	個	
廊下通路誘導灯 C 級	20	19	個	
階段通路灯	42	17	個	
配線点検(絶縁測定・二次側)	1	1	式	総合点検時のみ 点検実施

(11) 消防用水

項 目	数 量			備 考
	芦花	上北沢		
消防用水	1	1	式	

(12) 排煙設備

項 目	数 量			備 考
	芦花	上北沢		
制御盤 自立型	3	3	基	
手動開閉装置	12	11	台	
排煙口	12	15	箇所	
配線点検(絶縁測定・二次側)	1	1	式	総合点検時のみ 点検実施

(13) 非常電源設備

項 目	数 量			備 考
	芦花	上北沢		
非常電源設備(自家発電設備)	1	1	台	
非常電源設備(蓄電池設備)	1	1	式	

(14) 防火設備

項 目	数 量			備 考
	芦花	上北沢		
受信機 GR型(火災受信機兼用)	1	1	台	
連動用感知器(アナログ感知器含)	28	192	個	
防火シャッター	8	5	面	※防火検査は 別途
防火扉	11	26	面	※防火検査は 別途
可動式防煙垂れ壁	0	39	台	
防火ダンパー	17	17	台	
配線点検(絶縁測定・二次側)	1	1	式	※機器の特性上 絶縁測定は実施不可

(15) 簡易自動消火設備

項 目	数 量			備 考
	芦花	上北沢		
消火剤貯蔵容器	20	0	本	
手動起動装置	4	0	台	

請負契約に関する特記事項

社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団を甲、受託者を乙及び丙とし、以下事項を定める。

(秘密保持義務)

1. 乙及び丙は、この契約の履行により直接または間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

また、契約期間満了後も同様とする。

(再委託の禁止)

2. 乙及び丙は、この契約による業務を第三者に再委託してはならない。

ただし、当該業務の一部についてやむを得ず第三者に委託する必要がある時は、あらかじめ再委託する業者名、再委託の内容を甲に通知し、甲の承諾を得なければならない。

また、再受託者にも、この契約を遵守させなければならない。

(目的外使用及び外部提供の禁止)

3. 乙及び丙は、個人情報を甲の指示する目的外に使用してはならない。

また、第三者に提供してはならない。

(返還)

4. 乙及び丙は、契約を終了したとき、また甲が個人情報の提供を請求したときは、その保有する個人情報を直ちに甲に返還しなければならない。

(複写及び複製の禁止)

5. 乙及び丙は、個人情報の全部、または一部を甲の許可なく複写し、または複製してはならない。

甲の許可を受けて複写または複製したときは、当該複写物または複製物を焼却または裁断等により利用できないよう処分しなければならない。

(授受及び保管)

6. 乙及び丙は、個人情報の授受、保管および管理について、善良な管理者の注意をもってあたり、個人情報の消滅、毀損等の事故を防止しなければならない。

(立ち入り検査及び調査)

7. 甲は、個人情報の管理状況について、随時立ち入り検査または調査をし、乙及び丙に対して必要な報告を求め、または請負業務の処理に関して指示を与えることが出来る。

(事故の報告)

8. 乙及び丙は、事故が生じた時は、直ちに甲に対して通知するとともに、遅滞なくその状況を、書面をもって甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(反社会的勢力の排除)

9. 甲、乙、丙は次の各号の事項を確約する。

① 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。

② 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。

③ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。

④ 自ら又は第三者を利用して、この契約に関して次の行為をしないこと。

- ① 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - ② 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
10. 甲又は乙及び丙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができる。この場合、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わない。
- (1) 前項(1)又は(2)の確約に反する申告をしたことが判明した場合
 - (2) 前項(3)の確約に反し契約をしたことが判明した場合
 - (3) 前項(4)の確約に反する行為をした場合
- (契約解除)
11. 甲又は乙及び丙は不測の事態等により契約履行が困難となった場合には、3か月前までに相手方に書面で通知することにより、本契約を解除することができる。
- この場合、甲は乙及び丙に対し、履行完了分までの費用を支払うものとし、解除により生じる損害について一切の賠償を負わない。